

○多治見市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成二十三年十二月二十日規則第七十二号）の一部を改正する規則新旧対照表

部署名：子ども支援課

新			旧		
(名称等) 第4条 クラブの名称等は、次の表のとおりとする。			(名称等) 第4条 クラブの名称等は、次の表のとおりとする。		
クラブの名称	実施場所	定員	クラブの名称	実施場所	定員
さくらクラブ	多治見市平野町2丁目80番地 (養正小学校内)	35人	さくらクラブ	多治見市平野町2丁目80番地 (養正小学校内)	35人
愛児の家	多治見市弁天町1丁目7番地 (愛児幼稚園内)	35人	愛児の家	多治見市弁天町1丁目7番地 (愛児幼稚園内)	35人
星の子クラブ	多治見市十九田町2丁目119番地 (精華小学校内)	35人	星の子クラブ	多治見市十九田町2丁目119番地 (精華小学校内)	35人
ぐんぐんクラブ	多治見市精華町47番地の2	20人	ぐんぐんクラブ	多治見市精華町47番地の2	20人
陶の里クラブ	多治見市小名田町3丁目216番地	50人	陶の里クラブ	多治見市小名田町3丁目236番地	50人
げんきの家	多治見市平和町4丁目180番地 (昭和小学校内)	35人	げんきの家	多治見市平和町4丁目180番地 (昭和小学校内)	35人
どんぐりの家	多治見市幸町1丁目54番地(多治見市勤労者センター内)	45人	どんぐりの家	多治見市幸町1丁目54番地(多治見市勤労者センター内)	45人
くるみの家	多治見市小泉町7丁目90番地 (小泉小学校内)	40人	くるみの家	多治見市小泉町7丁目90番地 (小泉小学校内)	40人
みんなの家	多治見市池田町6丁目25番地 (池田小学校内)	50人	みんなの家	多治見市池田町6丁目25番地 (池田小学校内)	35人
つばさクラブ	多治見市市之倉町10丁目381番地 (市之倉小学校内)	35人	つばさクラブ	多治見市市之倉町10丁目381番地 (市之倉小学校内)	35人
にこにこクラブ	多治見市滝呂町12丁目186番地の4 (滝呂小学校内)	55人	にこにこクラブ	多治見市滝呂町12丁目186番地の4 (滝呂小学校内)	55人
姫の里クラブ	多治見市大藪町1238番地の1 (南姫小学校内)	25人	姫の里クラブ	多治見市大藪町1238番地の1 (南姫小学校内)	25人
たんぽぽクラブ	多治見市高根町4丁目6番地の5 (根本小学校内)	35人	たんぽぽクラブ	多治見市高根町4丁目6番地の5 (根本小学校内)	35人
ひまわりクラブ	多治見市旭ヶ丘7丁目16番地の1	27人	ひまわりクラブ	多治見市旭ヶ丘7丁目16番地の1	27人
パンダクラブ	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地82 (北栄小学校内)	35人	パンダクラブ	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地82 (北栄小学校内)	35人
コアラクラブ	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地82 (北栄小学校内)	35人	コアラクラブ	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地82 (北栄小学校内)	35人
とまとクラブ	多治見市脇之島町7丁目39番地の2 (脇之島小学校内)	50人	とまとクラブ	多治見市脇之島町7丁目39番地の2 (脇之島小学校内)	50人
ぽかぽかクラブ	多治見市笠原町3387番地の9 (笠原小学校内)	35人	ぽかぽかクラブ	多治見市笠原町3387番地の9 (笠原小学校内)	35人
(クラブの利用手続)			(クラブの利用手続)		

新	旧
<p>第5条 条例第7条第1項の利用の申込みは、放課後児童健全育成事業利用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）によるものとする。</p> <p>2 条例第7条第2項の決定は、放課後児童健全育成事業利用決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。 （変更の届出等）</p>	<p>第5条 条例第7条第1項の利用の申込みは、放課後児童健全育成事業利用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）によるものとする。</p> <p>2 条例第7条第2項の決定は、放課後児童健全育成事業利用決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。 （変更の届出等）</p>
<p>第6条 条例第8条第1項の届出は、放課後児童健全育成事業利用者等状況変更届（別記様式第3号）によるものとする。</p> <p>2 条例第8条第2項の届出は、放課後児童健全育成事業利用休止届（別記様式第4号）又は放課後児童健全育成事業利用終了届（別記様式第5号）によるものとする。 （利用の取消し）</p>	<p>第6条 条例第8条第1項の届出は、放課後児童健全育成事業利用者等状況変更届（別記様式第3号）によるものとする。</p> <p>2 条例第8条第2項の届出は、放課後児童健全育成事業利用休止届（別記様式第4号）又は放課後児童健全育成事業利用終了届（別記様式第5号）によるものとする。 （利用の取消し）</p>
<p>第7条 市長は、条例第9条の規定により利用の取消しを決定したときは、放課後児童健全育成事業利用取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。 （指導員）</p>	<p>第7条 市長は、条例第9条の規定により利用の取消しを決定したときは、放課後児童健全育成事業利用取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。 （指導員）</p>
<p>第8条 クラブに、指導員（原則として児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）を2人以上置くものとする。</p> <p>2 障害児を受け入れる場合にあっては、前項の規定により置く指導員のほかに、当該障害児を主に担当する指導員を置くものとする。 （利用負担金の減免）</p>	<p>第8条 クラブに、指導員（原則として児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）を2人以上置くものとする。</p> <p>2 障害児を受け入れる場合にあっては、前項の規定により置く指導員のほかに、当該障害児を主に担当する指導員を置くものとする。 （利用負担金の減免）</p>
<p>第9条 条例第10条第5項の規定による利用負担金の減免は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減免するものとする。</p> <p>(1) 生活保護を受給している世帯（以下「生活保護世帯」という。） 利用負担金の全額</p> <p>(2) 市町村民税が非課税の世帯（以下「非課税世帯」という。） 利用負担金の2分の1 （10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>2 利用負担金の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、放課後児童健全育成事業利用負担金減免申請書（別記様式第7号）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める添付書類を市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 生活保護世帯 生活保護決定（変更）通知書又は生活保護受給証明書の写し</p> <p>(2) 非課税世帯 世帯全員の当該年度の市町村民税非課税証明書の写し</p> <p>3 市長は、前項の規定により提出された申請書</p>	<p>第9条 条例第10条第5項の規定による利用負担金の減免は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減免するものとする。</p> <p>(1) 生活保護を受給している世帯（以下「生活保護世帯」という。） 利用負担金の全額</p> <p>(2) 市町村民税が非課税の世帯（以下「非課税世帯」という。） 利用負担金の2分の1 （10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>2 利用負担金の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、放課後児童健全育成事業利用負担金減免申請書（別記様式第7号）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める添付書類を市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 生活保護世帯 生活保護決定（変更）通知書又は生活保護受給証明書の写し</p> <p>(2) 非課税世帯 世帯全員の当該年度の市町村民税非課税証明書の写し</p> <p>3 市長は、前項の規定により提出された申請書</p>

新	旧
<p>及び添付書類を審査の上、減免の可否について決定し、その結果を放課後児童健全育成事業利用負担金減免決定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知しなければならない。</p> <p>（利用負担金の還付）</p>	<p>及び添付書類を審査の上、減免の可否について決定し、その結果を放課後児童健全育成事業利用負担金減免決定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知しなければならない。</p> <p>（利用負担金の還付）</p>
<p>第10条 条例第10条第6項の規定による利用負担金の還付は、当月分の利用負担金を納入している利用者が、当該月において連続して10日（育成事業が行われない日を除く。）以上育成事業を利用しないこととなった場合又は当該月の中途において利用を終了した場合（第6条第2項に規定する放課後児童クラブ利用休止届又は放課後児童クラブ利用終了届が提出されている場合に限る。）とし、その還付する額は、納入済みの利用負担金から条例第10条第4項の規定により算出して得た額を減じた額とする。</p> <p>2 利用負担金の還付を受けようとする利用者は、放課後児童健全育成事業利用負担金還付申請書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、還付の可否について決定し、その結果を放課後児童健全育成事業利用負担金還付決定通知書（別記様式第10号）により、申請者に通知しなければならない。</p> <p>（その他）</p>	<p>第10条 条例第10条第6項の規定による利用負担金の還付は、当月分の利用負担金を納入している利用者が、当該月において連続して10日（育成事業が行われない日を除く。）以上育成事業を利用しないこととなった場合又は当該月の中途において利用を終了した場合（第6条第2項に規定する放課後児童クラブ利用休止届又は放課後児童クラブ利用終了届が提出されている場合に限る。）とし、その還付する額は、納入済みの利用負担金から条例第10条第4項の規定により算出して得た額を減じた額とする。</p> <p>2 利用負担金の還付を受けようとする利用者は、放課後児童健全育成事業利用負担金還付申請書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、還付の可否について決定し、その結果を放課後児童健全育成事業利用負担金還付決定通知書（別記様式第10号）により、申請者に通知しなければならない。</p> <p>（その他）</p>
<p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成26年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p><u>別記様式第1号（第5条関係）</u></p> <p>別記様式第2号（第5条関係）</p> <p>別記様式第3号（第6条関係）</p> <p><u>別記様式第4号（第6条関係）</u></p> <p><u>別記様式第5号（第6条関係）</u></p> <p>別記様式第6号（第7条関係）</p> <p>別記様式第7号（第9条関係）</p> <p>別記様式第8号（第9条関係）</p> <p>別記様式第9号（第10条関係）</p> <p>別記様式第10号（第10条関係）</p>	<p>別記様式第1号（第5条関係）</p> <p>別記様式第2号（第5条関係）</p> <p>別記様式第3号（第6条関係）</p> <p>別記様式第4号（第6条関係）</p> <p>別記様式第5号（第6条関係）</p> <p>別記様式第6号（第7条関係）</p> <p>別記様式第7号（第9条関係）</p> <p>別記様式第8号（第9条関係）</p> <p>別記様式第9号（第10条関係）</p> <p>別記様式第10号（第10条関係）</p>